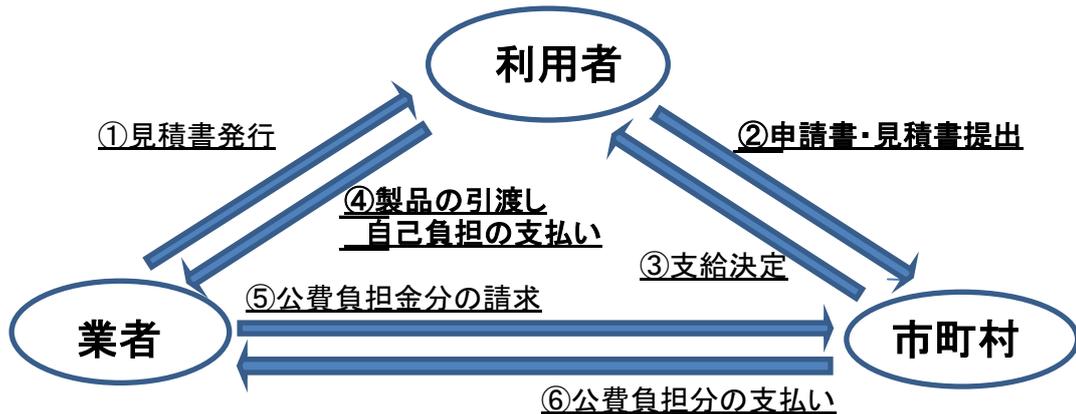


# ① 地域生活支援事業 「日常生活用具」

## ①申請の流れ



## ②負担額について

世帯の収入状況	負担額
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯	1割負担
市町村民税所得割が46万円以上の人がある世帯	全額自己負担(制度対象外)

※18歳以上の障害者の『世帯』の範囲は『障害のある方及び同一世帯に属する配偶者』です。

◆例:市町村民税課税世帯の場合(蓄便袋2か月分の申請)  
(20,000円購入した場合)

①1,771円	②15,945円	③2,284円
---------	----------	---------

①1割自己負担    ②公費負担金    ③超過自己負担

①と③の合計額(4,055円)が、自己負担額となります。支払った領収書は、②のストマ使用者助成事業で申請をしてください。

限度額(1ヶ月あたり)  
 蓄尿袋一式 11,639円  
 蓄便袋一式 8,858円

# ② 塩尻市補助金 「ストマ使用者助成事業」

## 申請の流れ

3月頃に、該当になる方に市から事業の御案内を郵送します。

1ヶ月の上限額 4,300円  
(例:12ヶ月で51,600円)



- ・年度内(4~3月)の「日常生活用具」の決定を受けているものが対象です。
- ・領収書は必ず原本を御提出ください。(年度内の領収日のもの)
- ・御提出いただきました領収書はお返しできません。あらかじめ御了承ください。
- ・課税状況等の制限はありません。

(R6.4)